

令和5年度決算に基づく健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により算定しました、令和5年度決算に基づく健全化判断比率については、下記のとおりです。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.68)	— (17.68)	10.9 (25.0)	34.8 (350.0)

備考

- 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」の「—」は、「実質赤字」、「連結実質赤字」がないことを表しています。
- 各比率の（ ）内の数値は、日向市の「早期健全化基準」を示しています。

令和5年度決算に基づく資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により算定しました、令和5年度決算に基づく資金不足比率については、下記のとおりです。

記

(単位：%)

特 別 会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	

備考

- 「資金不足比率」の「—」は、「資金不足」がないことを表しています。